

「学校法人京都精華大学コンプライアンス規程」

2025 年 3 月 29 日 制定

（目的）

第 1 条 この規程は、学校法人京都精華大学（以下「法人」という。）のコンプライアンスをより一層推進するための体制の整備に必要な事項を定めることにより、法人の適正かつ公正な業務運営の確保および社会的信頼の維持・向上に資することを目的とする。

2 コンプライアンスのうち、ハラスメントの防止、個人情報保護、公的研究費の適正管理、および研究費不正の防止等に関して、関連する規程においてその対応が定められているものは、該当の規程に則って対応するものとする。

（定義）

第 2 条 この規程（以下「本規程」という。）において用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1） コンプライアンス

法人の教職員等が、確固たる倫理観をもって法人の業務を遂行する組織風土を高めて適正かつ公正に法人の業務を遂行するため、法令および法人の寄附行為その他の諸規程を遵守することをいう。

（2） 教職員等

法人の役員、教職員、法人に派遣されている派遣職員、および法人との契約に基づいて法人の業務に従事する者をいう。

2 前項第 1 号に定める「法令」には、法律、法律に基づく政令および省令のほか、行政機関の告示、指針、通知、通達、ガイドラインを含むものとし、「諸規程」には、学則、規則、規程、細則、マニュアル、ガイドラインその他の名称を問わず、法人が文章により定めた規範を含むものとする。

（指針）

第 3 条 教職員等は、次の各号に定める指針に従い行動し、コンプライアンスを推進する。

- （1） 人権や文化を尊重し、高い倫理観と社会的良識を持って、地域社会のみならず広く国際社会に貢献する。
- （2） 安全性や個人情報の保護に十分に配慮し、広く学内外からの信頼を獲得する。
- （3） 公正、透明および適正な取引を行うとともに、公私のけじめに留意する。
- （4） 広く社会とのコミュニケーションを図り、法人の情報を積極的かつ公正に発信する。
- （5） 個人の多様性、人格、個性を尊重し、安全で働きやすい環境を確保する。
- （6） 社会秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力または団体に対して、毅然とした対応をとる。

（遵守事項）

第 4 条 教職員等は、第 1 条（目的）および第 3 条（指針）を達成するため、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- （1） 法令、特に関連するすべての法令を正しく理解し、これを遵守する。

- (2) 法人が定める諸規程を正しく理解し、これを遵守する。
- (3) 基本的人権および個人の尊厳を尊重し、国籍、人種、民族、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、障害の有無等を理由とする差別またはハラスメントは行わない。
- (4) 社会人としての自覚を堅持し、倫理観、社会正義および社会良識に基づいて誠実に行動する。
- (5) 平等な雇用機会を確保し、公平、公正かつ健全で働きやすい職場環境ならびに人間関係を維持する。
- (6) 日常の行動について常に公私の別を明らかにし、法人の施設、情報、自らの職務または地位を私的な利益のために利用しない。
- (7) 法人または第三者の名誉および信用を毀損する行為は行わない。
- (8) 不法行為、債務不履行または公序良俗に反する行為は行わない。
- (9) 環境保護に対する責任を常に意識し、安全で明るい健康的な環境の創造および実現を優先する。
- (10) 第三者の誤解を受ける不適切な利益、贈答または供応の授受は行わない。

(理事長の責務)

第5条 理事長は、コンプライアンスへの取り組みを経営の基本方針とし、コンプライアンス推進体制の整備および維持向上に努めなければならない。

(理事の責務)

第6条 理事は、第3条に掲げる指針および第4条に掲げる遵守事項の実現が自らの役割であることを認識し、法人内に周知する。また内外の声を常に把握し、実効のある体制の整備・改善に取り組み、コンプライアンスの徹底を図る。

- 2 万一、この指針および遵守事項に反するような事態が発生したときには、理事が自ら学内外への説明責任を果たすとともに、権限と責任を明確にして、厳正かつ公平な処分を行う。
- 3 業務執行を分掌する理事は、理事長を補佐してその分掌する業務について、コンプライアンスの推進を図られるよう努めなければならない。

(教職員等の責務)

第7条 教職員等は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、教育研究の発展に寄与するため、コンプライアンスに適合した職務の遂行に努めなければならない。

(コンプライアンス推進統括責任者)

第8条 法人におけるコンプライアンス推進統括責任者は、理事長とする。

(コンプライアンス推進委員会)

第9条 理事長は、第5条に定める責務を果たすため、コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は次の者によって構成する。

- (1) 専務理事
- (2) 学長

- (3) 常務理事
 - (4) 総務グループ長
 - (5) その他理事長が指名する者
- 3 委員会に委員長を置き、専務理事をもって充てる。
 - 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
 - 5 監事は、委員会に陪席することができる。
 - 6 委員会の任務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) コンプライアンスに関する制度および体制の整備に関すること
 - (2) コンプライアンスの推進のための啓発および研修を企画し実施すること
 - (3) コンプライアンスの推進に関する取り組みの公表に関すること
 - (4) その他、コンプライアンス推進統括責任者がコンプライアンスの推進のために必要と認めた事項
 - 7 委員会は、必要に応じて随時開催する。
 - 8 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
 - 9 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 10 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見または説明を聴くことができる。

(コンプライアンス事案の通報)

- 第 10 条 教職員等は、法人のコンプライアンス事案が発生したとき、またはその疑いがあると思料するときは、「学校法人京都精華大学内部通報規程」（以下「内部通報規程」という。）に掲げる相談窓口に通報、相談等を行うことができる。
- 2 この場合の通報および手続きについては、内部通報規程の定めるところによる。
 - 3 第 1 項の通報等は、法人の大学に在籍する学部ならびに大学院学生その他修学または研究に従事する者についても行うことができる。
 - 4 第 1 項の通報等を行う者は、誠意をもって客観的かつ合理的な根拠に基づく通報等を行うものとし、誹謗中傷その他の不正の目的で行ってはならない。また、他人の正当な利益を害することのないよう努めなければならない。

(事務)

- 第 11 条 本規程に関する事務は、総務グループが行う。

(改廃)

- 第 12 条 本規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

この規程は、2025 年 3 月 29 日に制定し、2025 年 4 月 1 日から施行する。この規程の制定に伴い、「学校法人京都精華大学内部統制に関する規程」は 2025 年 3 月 31 日をもって廃止する。